2026年11月24日

各　位

会社名　　株式会社くふうカンパニーホールディングス
代表者名　取締役兼代表執行役　　穐田　誉輝
（コード番号：4376　東証グロース）
問合せ先　取締役兼執行役　　菅間　淳
（TEL. 03-6264-2323）

連結子会社の旧取締役に対する損害賠償請求訴訟（上告審）の決定に関するお知らせ

2026年７月１日付「訴訟（上告及び上告受理申立て）の提起に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、当社の連結子会社である株式会社くふう住まいコンサルティング（旧ハイアス・アンド・カンパニー株式会社。以下「KSC」といいます。）が、同社の元代表取締役らに対して損害賠償を請求する訴訟（以下、「本訴訟」といいます。）について、2026年１月29日に東京高等裁判所より言い渡された控訴を棄却する旨の判決（以下、「控訴審判決」といいます。）を不服として、本訴訟に参加していたKSCの株主であった参加人（以下、「参加人」といいます。）が上告及び上告受理の申立てをしておりましたが、このたび、最高裁判所において、上告を棄却し、上告審として受理しない旨の決定（以下、「本決定」といいます。）がなされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．決定のあった裁判所及び年月日
（１）裁判所　　最高裁判所
（２）決定年月日　　2026年11月19日（調書（決定）受取日：2026年11月20日）

２．訴訟の経緯
KSCは、過去の不適切な会計処理の事実関係に関して、同社の元代表取締役らに対して、取締役としての善管注意義務に違反しているものと判断し、東京地方裁判所に697百万円を求める損害賠償請求の訴え（以下、「訴訟①」といいます。）を提起しておりました。
また、同社は、債務不存在確認訴訟に関する社内委員会及び第三者委員会の設置に係る費用等について、同社の元代表取締役らに対して、東京地方裁判所に76百万円を求める損害賠償請求の訴え（以下、「訴訟②」といいます。）を提起しておりました。
東京地方裁判所は、2025年３月27日、元代表取締役らに対し、KSCに訴訟①に関しては356百万円及び遅延損害金、訴訟②に関しては39百万円及び遅延損害金を支払うよう命じる判決（以下、「第一審判決」といいます。）を言い渡しました。会社法第849条第１項の規定に基づき本訴訟に参加していた参加人は、第一審判決を一部不服として2025年４月16日に東京高等裁判所へ控訴し、元代表取締役らに対し、連帯して訴訟①につき643百万円、訴訟②につき76百万円等をKSCに支払うよう求めましたが、2026年１月29日に控訴が棄却されました。
参加人は、控訴審判決を不服として上告及び上告受理の申立てをしておりましたが、2026年11月19日付で本決定がなされたものであります。なお、参加人による上告及び上告受理の申立てにより、KSCも上告人兼申立人となっておりました。

３．決定の要旨
（１）本件上告を棄却する。
（２）本件を上告審として受理しない。
（３）上告費用及び申立費用は参加人の負担とする。

４．今後の見通し
本決定により控訴審判決が確定し、元代表取締役らに対してKSCへの合計395百万円及び遅延損害金の支払を命じた第一審判決が確定いたしました。
確定した判決に基づく損害賠償金につきましては、回収可能性等を慎重に見極めた上で会計処理を行う予定であります。本件に関して、業績予想に与える影響も含めて、開示すべき事項が発生いたしましたら、速やかにお知らせいたします。

以　上